第百三十八条の見出しを「（工作物の指定等）」に改め、同条第三項第四号中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準とする。

第百四十四条の二の二中「第百三十八条第三項第一号」を「第百三十八条第四項第一号」に、「第百三十七条の十二第四項」を「第百三十七条の十二第八項」に改める。

第百四十四条の二の三中「第百三十八条第三項第五号」を「第百三十八条第四項第五号」に改める。

第百四十四条の二の四中「第百三十八条第三項第六号」を「第百三十八条第四項第六号」に改める。

第百四十五条第一項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二項中「規定により」を削り、「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「あり、又は」を「あるか又は主要構造部が」に改め、同条第三項第二号中「瓦（かわら）」を「瓦」に改める。

第百四十九条第一項第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（公営住宅法施行令の一部改正）

**第三条**　公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に、「以下この条」を「ロ」に、「同法第二条第七号」を「同条第七号」に改め、同号ロ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二号イ中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。ロにおいて同じ。）」を加え、「建築基準法第二条第七号の二」を「同条第七号の二」に改め、「。以下この号において同じ」を削る。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

**第四条**　次に掲げる政令の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十六号

二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十二号

三　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二十号

四　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第六条第一項の表建築分科会の項第二号

五　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十五号

六　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十四号

七　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十五号

八　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十五号

九　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十三号

十　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十六号

（都市計画法施行令の一部改正）

**第五条**　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第三号ロ中「その主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が」を削り、同号ロ(1)中「建築基準法第二条第七号」を「その特定主要構造部（建築基準法第二条第七号」に改め、同号ロ(2)中「建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号」を「その特定主要構造部が、建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号」に改め、同号ロ(3)中「建築基準法第二条第九号」を「その主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が、同条第九号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

**第六条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条の二第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「による建築物のエネルギー消費性能の向上」を「による建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**政令第二百八十一号**

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年十月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月六日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
外務大臣　林　芳正
文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏